著作権研究（連載 50）

授業目的公衆送信補償金制度と写真

野方英樹　（SARTRAS 理事・事務局長）

著作権法は「公表された著作物は授業などで使用するために複製することができる（著作権法 35 条）」としています。2018 年の法律改正で、コンピュータなどでの使用（公衆送信）にも拡大され、使用者が補償金を支払う義務が法律に明記されました。著作物への権利制限に対して補償金制度が定められたのは画期的なことです。制度の運用が 2021 年度から始まるので、(一社) 授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の野方英樹理事・事務局長に解説していただきます。

（著作権委員会）

1．制度創設までの経緯

我が国では、教育でのICT（Information and Communication Technology）活用が国際的に遅れているとされており、政府はGIGA School構想を掲げ、その推進を図ろうとしています。その過程で、著作物利用が不可欠な教育の現場で、ICT活用教育で著作物を公衆送信する際の権利処理負荷が高すぎる（複製する場合は権利制限済）ことが問題視され、文化審議会著作権分科会での検討課題とされました。

結果として、ICT活用教育の円滑な推進のために公衆送信利用について新たに権利制限対象とするものの、教育機関内で行われる複製に比べ、インターネットを介した利用では権利者が受ける経済的損失がより広範で大きいと考えられることに配慮し、教育機関設置者に補償金の支払義務を課す、という法改正が2018年5月（施行は3年以内）に行われました。

この法改正を背景に、2019年1月、この授業目的公衆送信補償金の管理を行う団体として、写真、美術、文藝、音楽など様々な分野の著作権者、著作隣接権者が一堂に会し、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）が設立され、管理開始に向けた準備が進められることとなりました。

そこへ昨年の初頭から新型コロナウイルス感染症の感染拡大という事態となり、教育機関も著作物の公衆送信が不可欠なオンライン授業を行わざるを得ない状況となりました。これを受け、SARTRASが特例的、緊急的措置として2020年度に限り補償金の額を0円とすることで文化庁長官への認可申請を行ったのにあわせ、改正著作権法が4月28日に施行され、授業目的公衆送信補償金制度は想定外の形でスタートすることとなりました。

その後SARTRASは、有償化に向けた教育関係団体等と調整を続け、2020年12月に2021年度から適用される補償金の額の認可を受けました。4月1日からは補償金の収受を開始します。

2．授業目的公衆送信補償金管理の概要

（1）授業目的公衆送信補償金規程

認可を受けた補償金の額の骨子は下表のとおりです。

学校種	年額（在学者1人当たり）
小学校	120円
中学校	180円
高等学校	420円
大学	720円

この額は、年間を通して授業目的公衆送信を受ける在学者1人当たりに適用する額を示しています。他の学校種には、例えば中等教育学校（中高一貫校）であれば、1～3年生は180円、4～6年生は420円といったように、学年や教育内容に合わせこの額を当てはめています。また、特別支援学校・学級、通信制教育等は半額となります。この他、公開講座や社会教育施設の授業のように単発で行われる授業を1授業（30人単位。時間は問いません）あたり300円としたほか、年間を通じて授業目的公衆送信を行わず、単発的に利用する場合の取扱いとして、著作権、著作隣接権毎に10円ずつ加算して額を定め、公衆送信を受ける履修者の数を乗じて算出する規程も設けています。

これら補償金の支払い手続きを自動化した教育機関設置者向けオンライン受付システム「TSUCAO（つかお）」を、この4月、SARTRASのウェブサイトに開設します。

（2）補償金の分配

収受した補償金は、後述する共通目的事業に充てる基金と、SARTRASの管理手数料とを控除した後、補償金の分配業務の委託をSARTRASから受ける、分配業務受託団体（以下、「受託団体」）に送金し、受託団体を通じて権利者に分配されます。受託団体は、それぞれの分野毎（例えば、写真、美術、音楽、文藝など）に代表する団体にお願いしたいと考えております。

教育機関設置者から受ける補償金は、特に公立の場合、出所が税金であるため、分配については高度な透明性、適正性が求められています。そこで、受託団体となる条件も、例えば分配規程や管理手数料の率とその根拠をはじめ、様々な情報の公開義務が課されるなど、厳しくしています。また、この制度は団体メンバーだけを対象としたものではありませんので、いわゆる団体非所属の著作者への分配も受託団体には担っていただくことと

なります。

受託団体につきましては、SARTRAS からのご案内後、お申し出をいただき、SARTRAS の理事会にて決定することとなります。

分配の際の重要な資料となる利用報告は、教育機関設置者から提出いただきます。本来は、全ての利用についてご報告をいただきたいところですが、教員が多忙を極めていることは周知のことであり、著作権分科会報告書でも教育機関への過度な負荷とならないよう強く求められていることへの配慮から、当面は手続済設置者の中より学校種や教育内容を考慮しつつ、抽出した設置者に提出を求める、いわゆるサンプル方式によることとなります。

（3）共通目的事業

この制度では、共通目的事業（法令上は「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」）の実施が義務づけられています。補償金総額に対する一定率が法令によって定められ（2021 年度は執筆時点で未定、2020 年度は２割）、その額を事業のために支出することとなります。

こうした事業の実施が求められる理由は、利用報告をサンプル方式とすると、当然利用されても報告されない著作物がでてくることとなり、そうした分配されない権利者への配慮が必要と考えられるためです。このため、法令上も、すべての権利者の利益となる事業等とするよう定められています。具体的な事業内容は、今後 SARTRAS 内に学識経験者も加えた委員会を設置し、検討、決定していくこととなります。

（4）ライセンス

補償金制度ができたからといって、教育機関で何でも自由に著作物が利用できるようになったわけではありません。たとえ授業でも「著作権者の利益を不当に害する利用」は従前から変わらず利用許諾を得ていただく必要がありますし、職員会議など授業以外での利用も同様です。しかしながら、こうした利用も、教育側にとって権利処理の負荷が高いため、著作物利用が進んでないという状況がありました。

制度の検討の過程で、これら補償金制度対象外の利用についても、権利処理負荷の軽減を前提に適法化を進めたい、という教育側のニーズがあることがわかりました。このため、SARTRAS は、補償金管理とそれを補完するライセンスを用意し、可能な範囲で一本化した許諾窓口を教育側に提供する取り組みも進めています。ぜひみなさまにも、こうした取り組みへのご理解をいただき、権利の管理の委託をいただきたいと考えております。

3．今後の課題と展望

今後の課題と展望として、以下の２点に触れて締めたいと思います。

（1）分配について

前述のとおり、補償金の分配は教育機関設置者から提出される利用報告に基づいて行われます。この利用報告で、いかに著作物が特定できるかが、正確な分配の決め手です。

ここに、写真特有の課題が潜んでいるように思います。それは、出版物やウェブサイトに掲載された写真には、教員が利用報告に必要な情報を得るための著作者名などの情報が明示されていないケースが多いことです。今後の権利者側の努力として、出版物やウェブサイトへの掲載の際、利用報告に必要な情報の明示の慣習化がなされるような取り組みを推し進める必要があると考えます。

さらに、昨今は、教員が教材に利用可能な素材として、ネット検索で見つけた著作物を多く利用する傾向があります。どのような著作物を教材に利用するかによって、教育の質は左右されるといっても過言ではありません。このためにも、良質の著作物に簡便にアクセスできる仕組みが必要です。幸い写真分野には、JPS も構成団体である JPCA（一般社団法人 日本写真著作権協会）が進める「教育利用写真アーカイブ」という取り組みがあります。教育現場が安心して質の高い著作物を教育に使うことができ、しかも、出所が明らかであることから、補償金の分配にもつなげられる、という一石二鳥の取組みとして、今後の進展が大いに期待されます。

（2）普及啓発について

教育に携わる人は著作権に関する認識が薄いとか、とかく権利者側からは教育側を批判する声が聞こえてきます。もちろんそのようなことのないよう、SARTRAS としても教育関係者と協力して普及啓発を進めていきます。しかし、その一方で、権利者（団体だけでなく個々の著作者）のみなさまにも、この制度のことを十分に理解していただければと思います。紙面の都合でご紹介できませんでしたが、本制度のいわば公式ガイドラインともいえる「改正著作権法第 35 条運用指針（令和３（2021）年度版）」にはぜひ目を通してみてください。この制度に関する相互の理解を進めることによって、よりよい教育と権利保護の両立が実現できれば、と願ってやみません。

改正著作権法第 35 条運用指針（令和３（2021）年度版）
掲載 URL　https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf

野方英樹（のがた　ひでき）

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 SARTRAS 理事・事務局長。早稲田大学政治経済学部卒業後、一般社団法人日本音楽著作権協会入社。以後 33 年余に亘りあらゆる支分権分野の音楽著作権管理に従事。2018 年 11 月、公益社団法人日本複製権センターに入社、事務局長代理を務め、2019 年 1 月、SARTRAS 設立時より現職。著作権法学会、国際著作権法学会会員。